

Title	日本陸軍と「北方問題」：ドイツ西方攻勢から日ソ中立条約まで
Sub Title	The imperial Japanese army and 'Northern problem,' 1940-1941
Author	滝田, 遼介 (Takita, Ryosuke)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2016
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.110, (2016. 9) ,p.135- 169
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20160915-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本陸軍と「北方問題」

——ドイツ西方攻勢から日ソ中立条約まで——

滝田 遼 介

- 一 課題と分析の視角
- 二 国際情勢変動と「北方問題」
 - (一) 一九三九年秋期の対外情勢変動
 - (二) ドイツ西方攻勢と「時局処理要綱」の形成
- 三 「北方問題」をめぐる認識と戦略
 - (一) 対ソ脅威認識の継続
 - (二) 松岡外交の展開と陸軍の対応
 - (三) 《南方処理重視論》と《北方処理重視論》
 - (四) 実現されざる「北方の安全」
- 四 結論

一 課題と分析の視角

一九三〇年代を通じて、日本陸軍の対外・国防政策上の最大の関心事項はソ連の脅威に由来する諸問題、すなわち「北方問題」にあった。軍事的には、日満国防上の懸念、そして滿蒙・中国大陆における日本の権益がソ連によって侵害されることへの懸念である。政治的には国際共產主義の拡大・東アジアにおける赤化浸透に対する懸念である。こうした陸軍の対ソ脅威認識は、「日ソ必戦」論につながった。これは、日ソ戦争の発生は必至であり、対ソ戦争の遂行によってのみ「北方問題」の解決がもたらされるという考えである。

滿洲事変から日中戦争に至る陸軍の大陸進出政策は、こうした認識と密接な関連をもっていた。日中戦争は、発生当初に「対ソ前哨戦」としての位置づけがなされ、軍事作戦の一部は、将来の対ソ戦争を有利ならしめる観点から、実際に航空基地の確保などが行われた。⁽¹⁾ 当該期を通じて、ソ連の対日軍備のさらなる増強、ソ連による日中戦争への武力介入の可能性の増大、そして援蔣を通じたソ連の中国における影響力の拡大は、日本の対ソ脅威認識を一層強いものにした。陸軍にとり、対ソ軍備充実の必要性は、日中戦争の発生・長期化によって強まりこそしたが、決して弱まることはなかった。⁽²⁾

一九三九年秋期の独ソ不可侵条約の成立、第二次欧州大戦の発生、ノモンハン事件の停戦という一連の対外情勢変動を受けても、なお陸軍の基本路線は変わらなかった。ノモンハン事件によって、陸軍の対ソ脅威認識はさらに高まった。結果として対ソ軍備の充実強化が一層急務とされ、「北方問題」が陸軍の対外・国防政策を大きく規定し続けていた。

ところが、一九四〇年五月以降のドイツ西方攻勢の結果、欧州戦線におけるドイツ優位の状況が出現すると、陸軍

部内では、従来と大きく異なる対外戦略が浮上する。すなわち、欧州大戦不介入方針からの脱却、独伊との「提携強化」、武力行使を念頭においた積極的「南進」政策が打ち出されたのである。同時に、「南進」政策断行のため「北方の安全」確保が要請され、その方途としてソ連に対する「飛躍的」国交調整が定められた。このとき陸軍は、従来の「対ソ」折衝ノ観念ヲ一掃⁽³⁾してソ連と「不可侵条約等」を締結し、「対ソ安全感」を確保することを対外戦略構想に盛り込んだ。いうまでもなく、「北方問題の処理」すなわち対ソ戦争を志向する「北進」の観念はそこで捨て去られなければならない。この構想は一九四〇年七月に「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱」(以下、「時局処理要綱」と表記)として国策化される⁽⁴⁾。そこで規定された対ソ方針は、第二次近衛文麿内閣・松岡洋右外相によって、一九四一年四月の日ソ中立条約の締結に結実する。

以上の点より、先行研究は「時局処理要綱」の形成とその後の日本の対外戦略を「北守南進」の形成過程として把握してきた⁽⁶⁾。陸軍は対南方武力行使を念頭に、対ソ飛躍的国交調整による「対ソ安全」の確保を希求し、爾後の日本の対ソ方針は「北守」に徹していたと説明された。日ソ中立条約をめぐる先行研究は、同条約をノモンハン事件以降の日ソ関係改善と対ソ宥和政策の帰結であるとみなしてきた⁽⁷⁾。陸軍はここに従来の対ソ戦略を改め、「北進」の中心の推進主体から「南進」のそれへと変化した、と指摘される。

しかしながら、これらの研究は、「南進」の展開に注目するあまり「北守」とされた対ソ方針の実相に対する検討を充分に行ってきたとはいえない⁽⁸⁾。日米開戦の直接的要因である「南進」をめぐる研究は豊富な蓄積をもち、その全体像を明らかにしてきた。他方で、当該期の対ソ戦略は「南進」の前提としての「北守」という状況として観察されるに留まっている。こうした見方は、ソ連の脅威に由来する「北方問題」が陸軍にとりもつとも重要な懸念事項の一つであり、かつ、日本の対外戦略全体の形成においてソ連要因が大きな影響を与えていたという事実を見逃してしまうことにつながりかねない。

当該期の日本陸軍の認識・政策の中で「北方問題」はどのように位置づけられたのか。「北方問題」は陸軍の対外戦略をいかに規定していたのか。本稿の目的は、この課題に取り組み、従来「北守南進」として描かれてきた陸軍の対外戦略の実相を再検討することである。具体的には、次に挙げる二つの作業を伴う。

第一に、「時局処理要綱」の形成過程を扱った先行研究は、陸軍が積極的「南進」を志向していく過程を解明することに力点をおいてきた一方で、「北守」と形容される対ソ方針を陸軍が盛り込んだ経緯については十分に明らかにしてこなかった。そこで、対ソ方針に焦点をあてて、「時局処理要綱」の策定過程を再検討することが本稿の一つめの作業となる。これに取り組むことは、通説的諒解が示す、「時局処理要綱」における陸軍の対外戦略の「転換」なるものを再検討することにもつながる。

第二に、従来の理解では、日ソ中立条約によって、日本は「北方の安全」を確保し、積極的「南進」政策を断行する前提条件の一つを獲得したはずであった。しかるにその後、陸軍部内には、今回の条約成立にかかわらず「我対『ソ』戦備充実既往ノ方針ニハ何等ノ変化ナキ」旨の通達がなされている⁽⁹⁾。また、条約批准を審議する枢密院会議において、東條英機陸軍大臣は「本条約成立ニ依リ直ニ対『ソ』軍備ヲ軽減シ得ルモノトハ考ヘズ」と述べている⁽¹⁰⁾。参謀本部では、田中新一第一部長（作戦部長）が日ソ中立条約の「効果」を否定し、日本の「対北方作戦準備」は「今回の中立条約に依つて一兵一銃の軽減をも期待することはできない」との認識を示した⁽¹¹⁾。同時期の戦争指導班の記録には、日ソ中立条約の意義を「自主的対『ソ』開戦迄ノ時間ノ余裕ヲ得ルニ在リ」とする認識さえみられる⁽¹²⁾。実際に、本論で明らかにするように「時局処理要綱」の国策化以降、日ソ中立条約の成立を経てもなお、「閑特演」発動までの段階で、対ソ軍備の増強は意欲的に継続された。陸軍がドイツ西方攻勢と「時局処理要綱」によって「北守南進」へ「転換」したとする従来の見方は、その後の対ソ「飛躍的」国交調整の展開にもかかわらず、日ソ間の条約をソ連に履行・遵守させるための軍事的圧力、あるいはソ連に対日武力行使の間隙を与えないための防禦的兵力を著しく超

える、対ソ軍備増強の継続がなされた事実と、その理由のどちらも説明できない。なぜ、当該期において、対ソ軍備の増強は意欲的に続けられたのであろうか。これを解明することが本稿の二つめの作業である。

本稿は、右の問題を明らかにし、先掲の課題に何らかの回答を提示しようとするものである。同時に当該期を「北守南進」の形成期として描いてきた通説的諒解に修正を施すことを試みる。もとよりこれは、日米開戦過程における対外戦略の形成を、ソ連要因という従来看過されてきた側面から明らかにする取り組みの一環でもある。⁽¹³⁾

二 国際情勢変動と「北方問題」

(一) 一九三九年秋期の対外情勢変動

本論に入る前に、前史として、一九三九年秋期の一連の対外情勢変動に伴う陸軍の対応について素描しておきたい。従来、欧米の研究を中心に、独ソ不可侵条約とノモンハン事件の「敗北」によって陸軍は対ソ戦をあきらめ、南方に目を向けるようになった、という説明が通説となっていた。⁽¹⁴⁾しかし最近の研究では、当該期を経て陸軍の基本的な対外戦略は変わらずに継承されたことが明らかにされている。⁽¹⁵⁾

一九三九年八月二三日、独ソ不可侵条約締結を受けた陸軍省部は、まず、従来より希求されていたノモンハン事件の早期解決、すなわちソ連との戦時的状態からの脱却を急いだ。他方で、ソ連の軍事的脅威の高まりと、従来ドイツとの協力を前提としていた対ソ国防の「自力化」を背景に、対ソ軍備増強を急務とした。⁽¹⁶⁾九月四日、第二次欧州大戦が勃発すると、外務省と軍部は一連の情勢変動への対応策を策定した。阿部信行内閣は翌五日、欧州情勢不介入の声明を発したが、これは陸軍の意向に合致したものであった。⁽¹⁷⁾陸軍省部は、欧州大戦には中立で臨み、事変処理を強

化するとの根本方針を提示した。対ソ政策については「戦時的緊張を緩和」することを志向した。具体的には、従来の対ソ根本方針に変更はないと断った上で、対ソ「国交調整」を行いノモンハン事件に伴う戦時的状態から日ソ関係を「正常化」することに決定した。⁽¹⁸⁾ここで注意すべきは、当該期における「国交調整」がノモンハン事件の停戦と、国境問題を中心とする両国間諸懸案の解決を志向するものであって、政治的協定の締結を含意するものではないということである。

九月一日、ノモンハン事件の停戦協定が成立した。これに伴い、陸軍省部は対外政策方針として、欧州大戦不介入と事変処理の強化促進を挙げている。対ソ関係については、特にノモンハン事件の原因となった国境問題の解決のため国境劃定委員会の設置が提示された。⁽¹⁹⁾しかしながら、このとき既に「戦時的緊張緩和」に伴う日ソ関係の「平静化」は「一時的」なものであると認識され、対ソ「国交調整」は国境劃定を中心とする諸懸案解決方式によることが明確化された。⁽²⁰⁾対ソ軍備の増強は従来にまして意欲的に推進された。関東軍や対ソ特務機関のみならず陸軍省部においても、対ソ軍備の至急増強の必要性が痛感された。停戦直後の極東ソ連軍の急速な増強がこれに拍車をかけた。⁽²¹⁾一九三九年一二月の修正軍備充実計画、および日中戦争の状況に鑑みこれに在支兵力の調整を行った一九四〇年六月の更改軍備充実計画は、対ソ軍備増強を骨幹とした。その策定に際し対ソ軍備の増強は陸軍省部において何ら異存のない事項であり、その是非は議論の俎上にすらあがらなかった。⁽²²⁾

一九四〇年一月に米内光政内閣が成立した後も、陸軍は欧州大戦不介入・事変処理専念方針を維持すると同時に、上述した対ソ戦略を継承した。新内閣成立に際し、武藤章軍務局長は「内外重大の時局に対処する」ため、長期的な政策として「綜合国策十年計画」の作成を指示した。⁽²³⁾岩畔豪雄（軍事課長）、矢次一夫（国策研究会）を中心に二月から六月にかけて策定された同計画は、ドイツ西方攻勢以前の陸軍中央における対外政策構想を如実に示すものである。⁽²⁴⁾そこでは、まず欧州大戦不介入方針と、独伊との「従来の友好関係」の維持が規定された。そして「日蘇両国は必戦

関係に在る」と「日ソ必戦」論に基づく政策体系が表明された。その上で「我对蘇必勝の準備完了」までは「対蘇即時決戦論」を抑制する。それゆえ国境劃定など諸懸案を解決するための「国交調整」を行う。ただし「機熟したる場合は適時決戦」を行い、ソ連の軍事的、思想的脅威を「取り除く」ことを規定した。同時に、日ソ不可侵条約などの「対蘇平和論」について抑制することを明示した。

以上を要するに、一九三九年秋期からドイツ西方攻勢前までの陸軍は、日ソ「必戦」論に基づく対ソ戦略を対外戦略の軸に据え、事変処理と対ソ軍備充実に取り組んでいた。

(二) ドイツ西方攻勢と「時局処理要綱」の形成

一九四〇年五月以降のドイツ西方攻勢の結果、欧州戦線におけるドイツ優位の状況が出現すると、軍部はこれに対応する新たな対外戦略の策案を開始した。この動きは、一九四〇年七月に「時局処理要綱」の国策化に結実する。その主軸となったのは、武力行使を念頭においた積極的「南進」政策であった。ここでは、支那事変処理の推進に加え、経済的に英米依存から脱却し、日滿支を骨幹として南洋方面を一環とする「自給自足態勢」を確立することが主眼とされた。具体的には、①仏印・ビルマルートの援蔣遮断の徹底、②対仏印武力行使の検討、③蘭印等への経済的進出の強化、が定められた。加えて陸軍は、ドイツの英本土上陸と英米可分の想定のもと、極東英領攻略を中心とする武力行使案を策定していた。陸軍部内で「時局処理要綱」策案の中心となったのは、参謀本部第一部(作戦部)岡田重一作戦課長と第二部(情報部)白井茂樹謀略課長であった。⁽²⁵⁾

ドイツ西方攻勢以降、陸軍が積極的「南進」を希求していく要因については先行研究が明らかにしている。⁽²⁶⁾ その要点を概括すると、①ドイツ西方攻勢を好機とみなし、仏・蘭の植民地、特に石油等の資源が豊富な蘭印を掌握し、対米依存からの脱却を図る、という構想が浮上したこと、②蘭印がドイツの手に落ちる前に確保しようという「予防的

南進論」が浮上したこと、③行き詰まった日中戦争の解決を、援蔣禁絶と援蔣国家群の分断が期待される武力南進に委ねる構想が浮上したこと、が挙げられる。

では、ソ連と「飛躍的」国交調整を行うという方針は、どのような経緯から「時局処理要綱」に盛り込まれたのだろうか。まず、七月二十七日に最終決定された「時局処理要綱」における対ソ方針を確認しておきたい。その本文では、「先ツ対独伊蘇施策ヲ重点トシ特ニ速ニ独伊トノ政治的結束ヲ強化シ対蘇国交ノ飛躍的調整ヲ図ル⁽²⁷⁾」とある。補足の「所要事項ノ説明」では、「対『ソ』国交ノ飛躍的調整ニ関シテハ従来ノ対『ソ』折衝ノ觀念ヲ一掃シ、北方安定ノ為放胆ナル施策(例ヘハ不可侵条約等ノ如キ)ヲ必要トスル見解ナリ」とされた。⁽²⁸⁾一九三九年秋期からドイツ西方攻勢までの陸軍の政策文書に出現する対ソ「国交調整」は、ノモンハン事件の停戦(戰時的狀態の平靜化)と、国境問題を中心とする諸懸案の解決を志向するものであって、政治的協定の締結を含意しなかった。しかし「時局処理要綱」では、武力南進断行に伴う外交的措置として「独伊トノ政治的結束」の強化に加えて対ソ「飛躍的国交調整」⁽²⁹⁾「傍点筆者」が盛り込まれた。南進政策断行に際して、ソ連に後背を衝かれないうようにするため、「不可侵条約等ノ如キ」をソ連と締結し、「対ソ安全感」を獲得することが盛り込まれたのである。この点は大きな変化である。

こうした対ソ方針はいつ盛り込まれたのか。「時局処理要綱」策定の直接の端緒となった軍事課の西浦進が作成・配布した「対南方戦争指導計画案」(六月一九日頃)には、ソ連に関する項目そのものがない。⁽³⁰⁾六月二一日より、参謀本部作戦課内では対南方政策について議論が開始された。次いで六月二三日より、省部関係課長・高級課員会議が行われ、六月二五日には陸軍原案が成立する(陸軍原案は、部長会議と省部首脳会議で原案通り承認されたため、七月三日の陸軍案と同一内容である)。七月三日の陸軍案には、既に「先ツ対独伊蘇施策ヲ重点トシ対『ソ』国交ノ飛躍的調整ヲ図ル⁽³⁰⁾」とある。そして、この対ソ方針は、第一部作戦課ではなく、第二部によって提示されたものであった。⁽³¹⁾したがって、第二部が参画した六月二三～二五日の省部関係課長・高級課員会議において、こうした対ソ方針が盛り込ま

れたとみるのが妥当であろう。

では、陸軍がこの対ソ方針を盛り込んだ意図はどこにあったのだろうか。七月四日の陸海軍協議では、陸軍側説明において、もっとも急進的な武力南進論者である白井第二部謀略課長が、対ソ「飛躍的」国交調整による「対ソ安全感獲得」を武力南進断行の条件として提示している。³² すなわち、積極的「南進」のためには「北方の安全」を確保する必要があり、その手段として対ソ「飛躍的」国交調整を行う。この発想それ自体は論理整合的である。しかし、それに続く作戦課の説明で岡田作戦課長は、本案は「北守南進ヲ意味スルモノニアラス」と述べ、「日蘇ノ関係ハ宿命の且不变」であり、ソ連を討つために南方を確保しようとするのが本案の趣旨であると、日ソ「必戦」論を披瀝しているのである。³³

これをどう解釈するべきだろうか。第一に、以上の情況は、陸軍部内で対ソ方針をめぐる統一の諒解が形成されていたわけではないことを如実に示している。これは、「時局処理要綱」の策案における陸軍の重点が、何よりも積極的「南進」政策にあったことに起因する。積極的「南進」を主張する陸軍幕僚にとつて、ドイツ西方攻勢に乗じて、その方向性を定めて国策ベースにのせることが「時局処理要綱」策定の最大の目的であった。³⁴ 対ソ方針を盛り込むことは第一義的な目的ではなかったのである。また、対ソ方針が盛り込まれたと考えられる六月二三〜二五日の省部関係課長・高級課員会議の期間中、岡田作戦課長と白井謀略課長は沢田茂参謀次長の南京出張に随行しており、二四日以降は不在である。「時局処理要綱」はそもそも異常な速さで策定され、「南進」の具体的内容についても十分な議論と意思統一がなされたとはいいい難い側面があるが、対ソ方針に関して実質的な審議に割かれた時間はそれ以上に少なかったのである。したがって、「時局処理要綱」の対ソ方針は十分な議論を経ずに、「南進」政策に「後付け」されたものであったといっても過言ではない。

第二に、作戦課は「時局処理要綱」の対ソ方針に全面的に同意したわけでもなければ、従来の「日ソ必戦」論に基

づく対ソ方針を放棄したわけでもない。「北守」が陸軍の統一の見解になったのでもないのである。陸軍の政策決定の枢要に位置した作戦課⁽³⁵⁾にとり、積極的「南進」政策の追求は、「日ソ必戦」論に基づく対ソ戦略の後退を伴うものではなかった。加えて既にこの時点で、陸軍は対ソ「飛躍的」国交調整および対独提携強化という外交的手段によつてのみ、「北方の安全」が確保されるとは考えていなかった。七月四日の陸海軍協議における陸軍案の「提案理由」に「対『ソ』国交ノ画期的刷新を図り我武備と対独提携の効果と相俟て北辺の安定を期すること必須且前提の要件なり「傍線筆者」と、「我武備」が対ソ安全確保の手段として盛り込まれているのである。⁽³⁶⁾ 詳細な軍備増強の状況については次章で述べるが、このとき、「南進」政策の浮上にかかわらず、「対ソ作戦のほうは対ソ作戦でまた準備をどんどん進めている」情況であつた。⁽³⁷⁾

なお、陸軍案の対ソ方針は、海軍との協議の中で問題とはならなかった。「南進」の具体的内容をめぐっては、英米不可分の認識ゆえに全面的に賛同したわけではなかったものの、対ソ方針については、伝統的に日ソ親善・対ソ関係調整を希求していた海軍に異存はなかった。他方で岡田作戦課長の態度は、対ソ軍備を犠牲にして対米戦備を促進することには陸軍は同意しないのではないか、という疑念を海軍側に生じさせている。⁽³⁸⁾

かくして白井と岡田の対ソ方針をめぐる認識の相違は調整されないまま、「時局処理要綱」は国策となる。第二次近衛内閣成立時の荻外荘会談の四相覚書において、「対ソ関係ハ之ト日滿蒙国境不可侵協定（有効期間五年乃至十年）ヲ締結シ且懸案ノ急速解決ヲ図ルト共ニ右不可侵協定有効期間内ニ対蘇不敗軍備ヲ充実ス」⁽³⁹⁾「傍線筆者」と、対ソ不可侵条約の締結と対ソ軍備増強の決意という二つの方針が併記されたのは示唆的である。

三 「北方問題」をめぐる認識と戦略

(一) 対ソ脅威認識の継続

「時局処理要綱」において、対ソ「飛躍的」国交調整を軸とする対ソ方針が盛り込まれたにもかかわらず、実際には、陸軍は対ソ軍備増強を意欲的に継続していった。その最大の理由は、極東ソ連軍の著しい強化が観察されたことであった。当時の参謀本部は、ノモンハン事件停戦以後、極東ソ連軍が精力的に軍備を強化させており、特に機械化部隊・機甲部隊が著しく増強されていることを察知していた。たとえば、外蒙古駐屯ソ連軍だけで自動車化歩兵師団が一個から三個に、機甲部隊が一個旅団から六個旅団に著しく強化されたことを確認している。極東ソ連軍の総兵員数は、一九三五年末から一九四〇年末にかけて二四万人から七〇万人に増加したと推定された。一九四〇年末頃には、極東ソ連軍の歩兵師団数は前年末から二個増設され、過去最高の二三個師団に達したと観察している。⁽⁴⁾ソ連の軍事的脅威は一層高まったと認識され、対ソ軍備増強が喫緊の課題であり続けた。

戦後のソ連側史料によれば、陸軍の推定通り、あるいはそれ以上に対日軍備の増強が意欲的に推進されていたことが分かる。⁽⁵⁾ソ連側は、日本が一九四〇年末までに関東軍兵力を前年度より「倍増」し、極東のソ連国境に陸上兵力の三〇%以上を集結させたと観察した。折しも第二次世界大戦の発生に際し、ソ連政府は極東の軍事力強化に「より一層の注意」を払うようになった。「日本による侵略という現実的な危険性を考慮」し、ソ連軍は陸上兵力のうち極東配置部隊の定員を前年度より二〇・四%拡充した。また、一九四〇年七月一日までに第一・第二赤旗軍と北部軍集団に加えて第一五軍が投入された。結果として、独ソ戦発生直前(一九四二年六月)の極東ソ連軍の陸上兵力は、歩兵師団二三、騎兵師団一、戦車師団八、飛行師団一三、総兵員数七〇万三七一四名にのぼった。

表 極東における日ソ軍備状況⁽⁴²⁾

	歩兵師団		戦車 (両)		飛行機 (機)	
	日本	ソ連	日本	ソ連	日本	ソ連
1931年	3個師団	6個師団	—	—	—	—
1932年	6個師団	8個師団	50	250	100	200
1933年	5個師団	9個師団	100	350	130	350
1934年	5個師団	11個師団	120	650	130	500
1935年	5個師団	14個師団	150	800-900	220	950
1936年	5個師団	16個師団	150	1200	230	1200
1937年	7個師団	20個師団	150	1500	250	1500
1938年	9個師団	24個師団	170	2000	340	1900
1939年	11個師団	30個師団	200	2500	560	2500
1940年	13個師団	32個師団	450	2700	720	2800
1941年	14(+1) 個師団	23個師団	600	1000	1025	1000
1942年	16個師団	20個師団	675	1000	750	1000
1943年	17個師団	19個師団	—	1000	—	1100
1944年	12個師団	19個師団	—	1000	—	1500
1945年	26個師団	45個師団	160	4500	150	6500

ソ連の軍事的脅威のさらなる高まりは、「時局処理要綱」の国策化以降も、対ソ「飛躍的」国交調整による「北方の安全」確保という構想の実現可能性に対する陸軍の疑念を一層強いものにするとともに、その「日ソ必戦」論を補強した。たとえば東條陸相は、三国同盟の条約批准を審議する枢密院において、「対ソ関係に於て独が我方に与へ得べき援助は主としてソ連を牽制するにあり」とドイツによる対ソ牽制を強く求めたため、列席者に「ソ連に対抗するの気分を脱せず」と観察されている。⁽⁴³⁾ さらに一九四一年一月三十一日の貴族院秘密会において東條は、ソ連の軍備状況を説明する中でソ連を「仮想敵」と明言し、その極東軍勢力の著しい増強傾向を指摘している。⁽⁴⁴⁾ そこで東條は、当面、ソ連は自ら事を構えることは避けようとしているようだが、「苟も其処に乗ずべき弱点と好機とを発見

したならば、其処に収まるべき實力は着々之を収獲していくと云ふ行動に出て来る」と対ソ不信を露わにしている。また、たとえ日ソ交渉が成功しても「援蔣行為の継続は間違ひない」と対ソ不可侵条約に求められた「効果」の一つに疑義を呈している。⁽⁴⁵⁾折しも一九四〇年一〇月に、「北方問題の処理」を重視する田中新一が参謀本部第一部長に就任したことで、こうした傾向に拍車がかかることになる。

(二) 松岡外交の展開と陸軍の対応

ところで、「時局処理要綱」で規定された対ソ方針は、軍部の手を離れ松岡外相のもとで推進されていった。本節では、松岡による対ソ「飛躍的」国交調整の展開をめぐる陸軍の認識と対応を中心にみていきたい。なお、以下で対ソ「国交調整」という場合、「時局処理要綱」に規定された「飛躍的国交調整」を意味するものとする。

松岡の外交的意図については未だに議論が続いているが、多くの先行研究が指摘しているように、その骨幹となつたのは日米戦争回避を中心とする外交戦略であつた。⁽⁴⁶⁾まず三国同盟を締結し、その圧力を背景に、(場合によってはドイツの仲介を得て)対ソ国交調整を行う。そして、三国同盟と日ソ間の新条約によつて日本の対米立場を強化し対米国交調整に臨むことで、米国の東アジアに対する干渉を緩和し、中国問題の根本的解決を図ることを目指すものであつた。⁽⁴⁷⁾「時局処理要綱」の対ソ国交調整で軍部が武力南進断行時の「北方の安全」確保(ソ連の軍事的脅威の緩和)を主に求めたのに対して、松岡が重視したのは、三国同盟と連繋させて日本の対米立場を強化することであつた。松岡にとり、対ソ国交調整は対米交渉力を強化するためのあくまで一つの手段に過ぎなかつた。⁽⁴⁸⁾

松岡は以上のような構想に基づき、まず三国同盟の締結を目指した。三国同盟の推進については陸軍部内も一致して希望するものであつた。⁽⁴⁹⁾一九四〇年九月に三国同盟が締結されると、外務省は対ソ国交調整を本格的に始動させた。⁽⁵⁰⁾これ以降、日ソ中立条約締結までに、陸軍が主導して本問題の具体的方針を策定することはなく、外務省への意思表

示も多くなされたわけではなかった。

そうした中で、陸軍は主に外務省の要請に応じて、対ソ国交調整に意見を開陳した。一〇月三日、対ソ国交調整に關して陸海外三省事務当局協議が開かれた。既に省内議論を進めていた外務省事務当局は、東亜局長が中心になって立案した「日蘇国交調整要綱案（試案）」を外務省案として陸海軍との協議にかけた。⁵¹ 陸軍からは高山彦一中佐（軍務課外交班長）が出席した。外務省側の試案は、不可侵条約の締結を主眼とした。その内容は、①締約国は相互に領土・主権を尊重し侵略を行わない義務を負う、②締約国の一方が攻撃を受けた場合には中立を維持する、③互いに締約国の一方を敵対目標とする国家群に参加しない、④ソ連は満洲国を承認し、日本は最近ソ連が欧州で形成した既成事実を承認する、⑤ソ連は日本が将来南方に進出することを承認し、日本はソ連が中央アジア方面に進出することを容認する、⑥北樺太・沿海州については、将来適当な時期に平和裏に（買収・土地交換）日本側の勢力範囲内に入ることを予期し、非武装地帯設定も期す、などである。

①～③の不可侵条約の内容については、特に異論は出なかった。しかし、東亜局案は外務省革新派の主張が強く反映されており、とりわけ④～⑥は急進的な対ソ「提携」論であった。それゆえ、これらの条項について、陸海軍から対ソ接近の程度があまりに強すぎると批判がなされた（④と⑥は全面削除で一致）。また、外務省側は、対ソ国交調整を通じて、ソ連に援蔣行為の停止を要請することを希望していたが、陸軍は実現不可能であるとして、当該条項の削除を提案している。以上の陸軍の態度は、不可侵条約という方式には異存がないものの、対ソ接近の程度において、外務省事務当局より慎重であった。

しかし、この協議を踏まえて作成された事務当局案は松岡外相・大橋忠一次官に採用されず、松岡は別個に作成した方針に基づき対ソ国交調整を進めた。⁵² 松岡が主導して策案し、一〇月三〇日に建川美次駐ソ大使がヴァチャエストラフ・モロトフ（Вячеслав Михайлович Молотов）ソ連外相に手交した不可侵条約案の骨子は以下の通りである。⁵³ ①締約国

は相互に領土権を尊重し、他方に対して単独もしくは第三国と協同していかなる侵略行為をも行わない、②両国の一方が第三国の軍事行動の対象となる場合、締約国の他方はいかなる形式においても、その第三国を支持しない、③締約国のいずれの一方も、他方に直接・間接に対抗する国家群に参加しない、④両国間に何らかの係争または紛争が発生した場合、友好的な意見の交換または紛争処理委員会の設置によって専ら平和的に解決される。日本側からみた具体的内容は、①は相互不可侵、②は援蔭行為の停止要請、③はソ連が英米側に与しないことの要請、④は国境紛争の拡大の防止、である。事務当局案よりも対ソ接近の程度を弱めた、シンプルなものである。

ところが、ソ連側は日本側の不可侵条約案を受け入れず、一月一八日には、日本が日ソ基本条約に基づき有する北樺太利権（石油・石炭）の解消を条件とする中立条約案を逆提案してきたのである。⁽⁵⁵⁾ 松岡は独自判断ですぐ返電し、二一日、建川大使はこれに基づき、中立条約は検討に値するものの利権解消は受け入れられない旨を伝えた。⁽⁵⁶⁾ 同時に、北樺太を日本に売却するよう提案した。モロトフはこれを一蹴し、日ソ交渉は完全に停滞した。

ところで、陸軍が協議に参加した事務当局案が松岡に採用されず、一月二一日の松岡の返電も軍部に意見を諮らざに行われたように、対ソ交渉は一貫して外務省上層部主導で行われた。折しもこの頃、陸軍において、対ソ国交調整によっても、「北方の安全」を確保することは困難であるという見方が一層強くなっていた。これは新たに参謀本部第一部長に就任した田中の影響が大きい。たとえば対ソ交渉が本格化していく中で、田中は対ソ軍備増強の必要性を主張し、仮に対ソ国交調整が成功したとしても「之によつて北方安全感を急激に増大するものに非ず、依然計画、戦備を必要とす」と述べている。⁽⁵⁸⁾

ソ連が逆提案してきた中立条約案は「一九日発建川電」として数日遅れて軍部に通達され、陸軍では対応をめぐる議論が行われた。⁽⁵⁹⁾ 参謀本部第二部や、急進的な武力南進論者の土居明夫作戦課長（九月二八日に着任）は、利権を無償譲渡し日ソ国交調整を行うべきだと主張したものの、陸軍部内では受け入れられなかった。⁽⁶⁰⁾ 最終的に一二月二二日、

松岡と陸海軍はソ連提案の利権代償による国交調整は不可との意見に一致した。⁽⁶¹⁾以降の陸軍において、代償にかかわらず対ソ条約の成立に意欲的なのは、主に参謀本部第二部であった。⁽⁶²⁾

さて、日ソ交渉の停滞を打破すべく、松岡は訪欧し自ら交渉にあたることに決し、それを前提に「対独伊『ソ』交渉要綱案」を作成した。⁽⁶³⁾これは「リッペントロップ腹案」をソ連に受諾させ、英国打倒についてソ連を日独伊に「同調」させるとともに、日ソ国交調整を行う、という方針を示したものである。「リッペントロップ腹案」は、四国協商構想に近い意味をもつものであった。⁽⁶⁴⁾利権問題については、①ドイツの仲介で北樺太を買収する、②ソ連が同意しない場合は、有償で北樺太利権をソ連に譲渡し、五年間に二五〇万トンの石油を買い取るとされた。つまり、有償譲渡なら可としたのである。⁽⁶⁵⁾

最終的に、陸海軍は対ソ交渉の条件については異論を提示せず、ほぼ原案通りに連絡懇談会決定を得た。陸軍としては、利権の無償譲渡でないのならば、この対ソ交渉方針に反対する理由はなかった。なぜなら当該期の陸軍は、対ソ国交調整の成立に積極的「南進」のための「北方の安全」確保とは異なる意義を見いだしていたためである。それは、事変処理との関係であった。一九四〇年一〇月には、桐工作の挫折が明らかになっていった。⁽⁶⁶⁾そこで陸軍は、「大持久戦への移行」を念頭に入れた新たな日中戦争対策を策案し、一〇月二三日には「支那事変処理要綱（陸軍案）」を部内決定する。その内容は、①汪蔣合作を前提とする日支和平交渉を行う、②一九四〇年末に至っても和平が実現しない場合には「長期武力戦態勢」に移行して、あくまで重慶政権（蒋介石政権）の屈服を目指す、というものである。そこでは「英米援蔣行為ノ禁絶」が規定される一方で、外務省が期待していた「ソ連に援蔣行為の停止を要請する」という文言は存在しない。事変処理と対ソ国交調整の関係は、日ソ間の新条約によって、ソ連に政治的・軍事的に依存している重慶政権に間接的な圧力を与えるものと説明された。⁽⁶⁷⁾田中第一部長をはじめ、対ソ国交調整による「北方の安全」確保の実現可能性に懐疑的な陸軍が、対ソ条約の成立に何らかの実質的な意義を見いだすとしたら、

日ソ間の新条約の成立による「間接的対支圧力」であった。対ソ国交調整は、「北守南進」態勢を整備する方途としてではなく、重慶政権屈服のための政略の一環として位置づけられたのである。したがって、利権について無償譲渡ではない以上、陸軍は松岡訪欧を阻止する理由も必要もなかったのである。ただし、陸軍は「リッペントロップ腹案」をソ連に受諾させる方針については懐疑的であった。たとえば杉山元参謀総長は、独ソの結合を過大視している、と松岡を批判している。これは、当時の陸軍が独ソ関係の展望を松岡ほど樂觀視していなかったことと無関係ではない。⁽⁶⁸⁾

三月上旬、松岡は訪欧の途について、松岡はヨシフ・スターリン (Иосиф Виссарионович Сталин) と直接交渉を行い、帰路で、締約国の一方が「一又ハ二以上ノ第三国ヨリノ軍事行動ノ対象ト為ル場合」中立を守ることを約した「中立条約」方式で調印を実現した。北樺太利権問題は、松岡・スターリン会談で「日本側が数ヶ月以内に売却」することを諒解事項として先送りとなった。

(三) 《南方処理重視論》と《北方処理重視論》

一九四〇年一〇月より日ソ交渉が開始されたものの、陸軍は対ソ「飛躍的」国交調整が「北方の安全」確保に寄与する可能性について一層懐疑的となっていた。以降の陸軍の対外戦略はこの認識が前提となる。独ソ戦以前の陸軍には《南方処理重視論》と《北方処理重視論》の二つの路線が存在した。本節ではこの観点から陸軍の対外戦略構想をみていく。

《南方処理重視論》は、好機に乗じた対南方武力行使によって、「南方問題」を解決することを第一の対外的課題と考える政策潮流を指す。「時局処理要綱」以降、陸軍の議論の中で、対南方施策は、各政策文書や個人で重点の振幅はあれども、①事変処理の一環として援蔣遮断を目的とする対仏印政策、②(独軍の英本土上陸を前提とする)極東英

領攻略、③資源獲得を目的とする対蘭印・東南アジア政策、という三つの位相をもっていた。岡田菊三郎陸軍省整備局戦備課長や土居作戦課長が『南方処理重視論』の中心であった。

こうした南方への武力行使に際しては「北方の安全」確保が絶対に必要であると認識された。しかし、対ソ国交調整のみではその実現は至難である。そこで、対ソ軍備の充実を積極的に行い、それによって「北方の安全」を確保し、武力行使を含む積極的「南進」を断行する、と構想された⁽⁶⁹⁾。重要なのは、対ソ軍備の充実が「南進」を促進する観点からは認められたということである。それは、対ソ軍備増強がソ連を刺戟することになるのではなく、対ソ軍備の充実を以てソ連を抑制し得るという発想に由来した。同時に、独伊による対ソ牽制能力に期待をかけ、対ソ国交調整によって日本側目的が達成されない場合、「日、独、伊結束シテ『ソ』ニ対スルガ如キ条約ヲ造ルコト」も模索された⁽⁷⁰⁾。

一九四〇年末頃より、対南方政策の再検討が進められるが、この動きは「対南方施策要綱」（連絡懇談会決定）に結実する。同要綱では、（南部）仏印に対する武力行使の問題が焦点となったが、従来指摘されてきたように、その形成過程で浮上したのは、物的国力に鑑みた対英米長期戦遂行に対する不安と英米可分という想定⁽⁷¹⁾の破綻であった。結果として、同要綱は、好機に投ずる南方武力行使論の後退をもたらしたのである。

しかしここで重要なのは、「南進」のもう一つの前提条件、すなわち「北方の安全」確保が困難であるという認識が作用していたことである。一九四〇年一月二十七日の大臣局部長会議では既に「南方武力行使ニ関シ意見弱化ノ傾向」がみられた。そこで「南方武力行使ニハ対ソ安全絶対必要」と論じられたように、「北方の安全」確保は対南方武力行使の絶対条件とされた⁽⁷²⁾。戦争指導班は、積極的「南進」を主張する海軍側に対しソ安全の確保が困難である以上、対南方武力行使の前提が整備されていないと述べている⁽⁷³⁾。また、満ソ国境をめぐる危惧も陸軍内部に存在した。東條陸相が、南方作戦の実施時に「満洲でノモンハン事件類似が再発」する可能性について危惧を示すなど、対南方武力行使に際して、「北方の安全」をめぐる不安が当時の陸軍首脳を支配していた⁽⁷⁴⁾。かくして一九四一年三月二十七日

には、陸軍の政策策定の枢要にあつた有末次戦争指導班長、服部卓四郎作戦課作戦班長、西浦軍務課高級課員の三者が、「好機に投ずる武力行使なし、事変処理・対ソ軍備充実への専念」に回歸することに合意するに至る。⁽⁷⁶⁾海軍との折衝を経て、四月一七日には「対南方施策要綱」陸海軍原案が決定をみた（日ソ中立条約の調印から四日後のことである）。そこで対南方武力行使は、①米英蘭などの対日禁輸によつて「帝国の自存ヲ脅威セラレタル」場合、②米英蘭中などが対日包囲体制を構築し「帝国国防上忍じ得サルニ至リタル」場合に限つて発動される、と定められた。⁽⁷⁶⁾対ソ国交調整による「北方の安全」確保の実現可能性をめぐる陸軍の認識は、「南進」をめぐる議論に影響していたのである。

他方で、一九四〇年末以降の陸軍部内における対南方武力行使論の後退は、もう一つの政策潮流である《北方処理重視論》の説得力を相対的に強化した。これは、対ソ条約では「北方の安全」確保が困難であるという想定を念頭における脅威を排除しようとするものである。そして「北方の安全」を確実にした上で「南進」を実行することを構想した。当該期において、「北進」「南進」はトレードオフの関係として把握されたのではなく、どちらを先行するか、の問題へと移行していた。⁽⁷⁷⁾《北方処理重視論》の支持者も南方武力行使への意欲があつたことには留意する必要がある。

それでは、「北方問題の処理」すなわち対ソ戦の具体的内容はいかなるものであつたのだろうか。一九三〇年代中葉より、対ソ戦勃発時の作戦計画は最重要視され、作戦計画は攻勢計画とされた。攻撃方面は、日本側（満洲国）からみて三方向あり、東方がウラジオストク・沿海州方面、北方が黒竜江方面、西方が大興安嶺方面である。基本的な戦略は、開戦劈頭に東正面攻勢によつて、日本本土を爆撃圏内におさめる重爆撃機が配備されている沿海州方面を押しさえる。そして沿海州―日本海―日本本土の線を確実にした上で北方・西方に対して同時に攻勢を実施することとさ

れた。一九三八年から一九三九年にかけて策案された「昭和一八年対ソ作戦計画」(秘匿名「八号作戦計画」)の中では西方面主攻勢も検討されたが、兵站上困難とされ、やがてノモンハン事件の発生によって立ち消えになった。⁽⁷⁸⁾ノモンハン事件以降の対ソ作戦計画は先掲の東正面主攻勢をとることとされた。その戦略目標は、沿海州方面をひとまず押さえた後、黒竜江西部と大興安嶺西麓に進出し、当該地域以東を領有することにあった。一九四〇年三月の富永恭次第一部長(当時)による対ソ作戦計画と一九四〇年末の「昭和一六年度対ソ作戦計画要領」も東正面主攻勢とされた。⁽⁷⁹⁾田中第一部長によれば、対ソ戦の目的は、極東におけるソ連の脅威を除去し「北方の安全」を確保することであった。この戦争で日本が目指す要件として、①沿海州、樺太、カムチャッカおよびオホーツク海沿岸要地を帝国領土に編入すること、②バイカル湖以東地域の期限付占領、③シベリア鉄道の枢軸管理、④外蒙のソ連からの分離などが定められた。究極的には、ソ連の擡頭を永久的に阻止することが求められたのである。⁽⁸⁰⁾

さて、『北方処理重視論』の中心人物である田中第一部長は、上述したように、対ソ条約が「北方の安全」確保に寄与するという認識に対して、陸軍部内でもつとも否定的な人物の一人であった。一九四〇年末から田中の主導で、参謀本部において、一九四三年から四四年頃までを目途とする支那・南方・北方問題の処理に関する総合的国策案が策定される。これは、「支那事変処理要綱」の策定過程で支那事変の「長期武力戦態勢」への移行が決定されたことを背景とする。この国策案は、一九四一年一月に「大東亜長期戦争指導要綱」の名で陸軍部内の覚として決定をみる。⁽⁸¹⁾これは、対英米戦争と対ソ戦争を内容とする長期の戦争指導構想であり、その大戦争の遂行に連動させて支那事変を解決することが定められた。注目すべきは、同要綱において「北方問題の処理」が陸軍の対外戦略の重要な課題として位置づけられたことである。第一に、機をみて南方武力行使を行い、「南方問題」を解決し自給自足態勢を確立すること、第二に、概ね現体制を以て対支圧迫を継続し、一九四一年の夏秋を目途に「政・戦・謀略の総合圧力」を強化して支那事変の一決を図り、「已むを得ざれば、爾後長期持久態勢に移転」することが定められた。第三に、北方

に対しては「差当たり静謐保持の方針」としながらも、在満鮮一四ヶ師団を以て「堅韌不拔の態勢を整備」し、「適時武力を行使して北方問題を解決するため、戦備を極力増進する」と対ソ戦を政策選択肢として盛り込んだ。そして、同要綱をめぐる大本営陸軍部会議では、対ソ作戦準備に要する期間（約四ヶ月と判断）やソ連側の対日軍備の現況など、対ソ戦に関連する事項が議論の俎上にあがったのである。⁽⁸²⁾

(四) 実現されざる「北方の安全」

一九四一年四月一三日、日ソ中立条約は成立をみた。しかし、陸軍は、それによって「北方の安全」確保が実現するとも、ソ連の軍事的脅威が緩和されるとも考えなかった。まず、陸軍は、対ソ軍備充実を今後も一層促進していく立場を改めて明確にした。一九四〇年六月に上奏裁可を得た更改軍備充実計画に変更がない旨の通達がなされ、東條陸相は対ソ軍備充実の推進を明言した。⁽⁸³⁾ もっとも急進的な意見では、戦争指導班が日ソ中立条約の意義は「南方武力解決ノ支援ニモアラス対米戦回避ノ手段ニモアラス」、「偏ニ自主的対『ソ』開戦迄ノ時間ノ余裕ヲ得ルニ在リ」と述べ、対ソ戦に意欲的な態度を明らかにしている。⁽⁸⁴⁾ 結果として、対ソ軍備の増強は条約成立後も意欲的に継続されることとなった。田中第一部長は、条約成立に際して、「日ソ中立条約ハ軍事的ニハ何等効果ヲ期待シ難シ」と記し、条約による「北方の安全」確保の可能性をはっきりと否定しているだけでなく、「三国条約と中立条約の連鎖は既に内部崩壊の状にあり（中略）従つてアメリカに対する政治的効果も多きを期待し得ざるべし」と松岡構想の破綻を指摘している。⁽⁸⁵⁾

折しも四月一〇日の大島浩駐独大使発電報以降、独ソ戦急迫を伝える情報が次々と入来し始めた。陸軍内部において、この情報の受け取り方は様々であったが、田中第一部長は「今年中ニ独ソ戦勃発ノ可能性アリ」と独ソ戦必至の立場をとった。⁽⁸⁶⁾ 独ソ戦が現実味を帯びてくる中で、陸海軍はこれに対応した新たな対外戦略を策定する必要に迫られ

た。ここで、『南方処理重視論』と『北方処理重視論』の対立が陸軍内部でふたたび浮上した。前者は、独ソ戦によってソ連の兵力は西方に拘束されるため、極東におけるソ連の軍事的脅威は緩和され「北方の安全」が確保されると主張した。かくして「北方の安全」確保という前提条件が整った以上、南方に対する武力行使が可能になる、という論理であった。海軍の立場もこれに近似していた。⁽⁸⁷⁾他方で後者は、この機にまずソ連の脅威を「処理」することで、「北方の安全」を確実なものとし、しかる後に対南方武力行使を断行すると主張した。軍務局は、独ソ戦発生の際には差当たり形勢を観察し、ドイツ側に有利な情勢が現出した場合、「一挙に極東ソ連軍を始末し永きに亘る北方問題を解決」すべしとの意見に一致した。⁽⁸⁸⁾そして六月九日の参謀本部部長会議は、南北両準備陣で一致をみる。⁽⁸⁹⁾すなわち、南北両方面ともにこの好機を利用して諸懸案を解決する態勢を整え、対ソ戦と対南方武力行使の両方に備えようとするものであった。この動きは、独ソ戦発生後の政策過程に引き継がれ、一九四一年七月の「情勢ノ推移ニ伴フ帝國国策要綱」の国策化と、対ソ戦争のための大動員たる「関特演」につながっていくのである。

四 結 論

本稿は、ドイツ西方攻勢から日ソ中立条約に至る陸軍の対外戦略の形成を「北方問題」をめぐる認識を軸に再検討した。従来の研究は、「時局処理要綱」の策定を主導した陸軍が当該期を経てその対外戦略を「北守南進」に「転換」したと解釈してきた。しかし、本稿は以下の諸点から、こうした通説的諒解に修正を迫った。

第一に、ドイツ西方攻勢から「時局処理要綱」の策定過程において、陸軍部内ではその政策決定の枢要に位置する作戦課を中心に、従来の日ソ「必戦」論に基づく対ソ戦略が継承されていた。陸軍は「南方問題」に対外的関心の裾野を広げたに過ぎず、「北方問題の処理」への意欲を後退させたわけでもなければ、対ソ戦略において「守勢」に転

じたわけでもない。「時局処理要綱」における対ソ方針の現出を以て、陸軍の対ソ戦略の「転換」と位置づけるのは早計であろう。

第二に、「時局処理要綱」における対ソ方針の現出にかかわらず、陸軍は一貫して対ソ軍備の増強を意欲的に継続した。まず、「時局処理要綱」策定の段階で、陸軍は対ソ「飛躍的」国交調整と対独提携強化という外交的手段によつてのみ、「北方の安全」が確保されるとは考えていなかった。対ソ軍備の増強が「北方の安全」確保には必要な条件とみなされた。加えて、当該期を通じて、極東ソ連軍が意欲的に増強され続けていることを陸軍は察知していた。対ソ「飛躍的」国交調整が外務省によつて進められる一方で、陸軍のソ連に対する軍事的脅威認識と不信感は一層強まった。こうした情況において、陸軍は対ソ「飛躍的」国交調整によつてソ連の軍事的脅威が緩和されるとはほとんど考えなかった。この認識は、陸軍部内の「南進」をめぐる議論にも影響を与えた。一九四一年春期にかけて、(欧州戦線におけるドイツの優勢という)好機に乗ずる対南方武力行使論が後退した理由の一端は、「北方の安全」確保が困難であると認識されたことにもあった。対南方武力行使を追求するにしても、その欠くべからざる前提である「北方の安全」確保は、対ソ軍備の増強、場合によっては「北方問題」の処理、すなわち対ソ戦の発動という実力に依拠せざるを得なくなった。ソ連に中立条約を履行・遵守させるための軍事的圧力、あるいはソ連に対日武力行使の間隙を与えないための、いわば「守勢」の兵力を著しく超える、対ソ軍備の増強が継続された事実は、こうした事情に起因する。結果として、一九三〇年代以来の「日ソ必戦」論に基づく対ソ戦略は、日ソ中立条約の形成を経ても継承され、対ソ戦の発動が現実的な政策選択肢として存在し続けたのである。同時に、当該期陸軍の対外戦略はソ連の脅威に由来する「北方問題」に大きく規定されていたといえよう。

第三に、以上の分析に鑑みると、「時局処理要綱」以降の陸軍の対外戦略は単に「北守南進」という言葉で規定できないといえる。日米開戦過程が「北守南進」の論理によつて突き動かされていたとする従来の見方は、「武力南

進」という結果から遡及する形で、そこに至る経緯を過度に単純化している。とりわけ、開戦過程において存在した重要な政策選択の可能性を見過ごしかねない。陸軍は、対ソ戦の主唱者たる立場を譲っておらず、また、単線的に「北守南進」に傾斜したわけでもない。少なくとも一九四一年春期までの陸軍の対外戦略の方向性を「北守」と規定することはできないといえよう。

以上の知見は、日本の対外戦略の形成過程における「北方問題」の重要性を示唆するものである。独ソ戦の発生から対米開戦に至る日本の対外戦略に「北方問題」が与えた影響を分析することが残された課題となろう。加えて日ソ中立条約は、皮肉にも松岡が回避しようとした日米戦争が始まった後に大きな意味をもつようになる。日米戦争下における対ソ戦略の実相と、それが戦争指導に与えた影響も改めて問われねばならないゆえんである。

- (1) 戸部良一「陸軍の日独同盟論」『軍事史学』第二六卷二号(一九九〇年九月) 二六―三七頁。日本近代史料研究会編『稲田正純氏談話速記録』(同会、一九六九年) 二二―二頁。
- (2) 戸部良一「陸軍と次期大戦」『国際政治』第九一号(一九八九年五月) 七三頁。
- (3) 「所要事項ノ説明」『時局処理要綱』(史料調査会)「本史料については註4を参照」。こうした対ソ方針は、同時代の史料では「北方(の)静謐」「北方の安固」と表現されることもある。このように、対ソ方針が複数の用語で規定されたことは、陸軍部内のみならず各アクター間で必ずしも統一的な対ソ方針が共有されていなかったことに由来する。
- (4) 「時局処理要綱」策定過程に作成された文書は、富岡定俊(元海軍少将)を中心とする史料調査会が蒐集・保存していた『世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱』にまとめられている。その大部分は防衛省防衛研究所蔵『世界情勢の推移に伴う時局処理要綱』(①戦史支那事変一四七―一五二)に複製が収録されているが、一部抜け落ちがみられる。日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』資料編(朝日新聞社、一九六三年)にも各文書が収録されているが、摘録である。以下では史料調査会の原本を用いることとし、『時局処理要綱』(史料調査会)と表記する。
- (5) 本稿では「対外戦略」を「個別の対外・国防政策を成功に導くための基礎となるべき根本的方針」という意味で用いる。

- (6) 代表的なものとして細谷千博「三国同盟と日ソ中立条約」『太平洋戦争への道』第五卷二四四―二五二頁。長岡新次郎「南方進出の外交的展開」『太平洋戦争への道』第六卷三一―四一頁。秦郁彦「仏印進駐と軍の南進政策」同右、一四五―二七四頁。酒井哲哉「日米開戦と日ソ関係」細谷千博ほか編『太平洋戦争』(東京大学出版会、一九九三年)一五二―一五三頁。
- (7) 日ソ中立条約を扱った重要な研究として、ボリス・スラヴィンスキー(高橋実・江沢和弘訳)『考証 日ソ中立条約』(岩波書店、一九九六年)。同(加藤幸廣訳)『日ソ戦争への道』(共同通信社、一九九九年)。George Alexander Lensen, *The Strange Neutrality: Soviet-Japanese Relations during the Second World War 1941-1945* (Tallahassee, FL: Diplomatic Press, 1972)。Jonathan Haslam, *The Soviet Union and the Threat from the East, 1931-41: Moscow, Tokyo and the Prelude to the Pacific War* (Pittsburgh, PA: University of Pittsburgh Press, 1992), pp. 141-145。ハスラムは、当該期の日ソ関係の対立的側面に注意を払いながらも、日ソ中立条約を日本による一連の対ソ有和政策の過程の中に位置づけている。
- (8) 先行研究において、「南進」の展開に対応した対ソ政策を表現する「北守」の用語は明確に定義されないまま用いられてきた。近代日本において「北守」とは、一般的には海軍の対外戦略である「北守南進」の「北守」を指す。角田順『満洲問題と国防方針』(原書房、一九六七年)七二五―七二七頁。相澤淳『海軍の選択』(中央公論新社、二〇〇二年)第六章。海軍の「北守」の最大公約数的部分を抽出すると、以下三点が挙げられる。①(経済的・軍事的)南進のために背後の安全を確保する見地から、対ソ戦争はもとよりソ連を刺戟するような行動を抑制する。②ソ連をしてその対日脅威意識を緩和せしめるため、また海軍の予算獲得の観点から、北方軍備の増強はもとより回避すべきである。可能ならばその緩和を実現し、南方進出への軍事的資源の転用・集中を図る。③日ソ関係の安定・親善を目的として、政治協定の締結を目指す。
- (9) 「日ソ」中立条約締結に伴う軍の態度に関する件陸軍一般へ通牒(一九四一年四月一八日)防衛省防衛研究所蔵「昭和一六年陸(支満)密綴」(以下、同所蔵の史料は防研蔵と表記)。「既往ノ方針」とは一九四〇年六月裁可の更改軍備充実計画を指す。本計画は、日米開戦後も軍備計画に関する根本方針であり続けた。
- (10) 「日ソ」中立条約枢密院審査委員会議事録「外務省編『日本外交文書 第二次欧州大戦と日本』第一冊(六一書房、二〇一二年)以下、「日外」と表記。深井英五「枢密院重要議事覚書」(岩波書店、一九五三年)九七頁。
- (11) 「田中新一中将業務日誌」3/8の1/3防研蔵(中央作戦指導日記3)「以下、「田中日誌」と表記」。一九四一年四月二三日条。田中が戦後に業務日誌の抜萃を中心に回顧を加えて再構成した「大東亜戦争への道程」(文庫委託九二、一五〇―

一五二)も併せて利用した。

- (12) 軍事史学会編『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌』上巻(錦正社、一九九八年)八九頁。四月一四日条。
- (13) 当該期の政策決定過程には、注意すべき特徴的な構造が潜んでいる。すなわち、一つの国策の中に(場合によっては両立不可能な)二つ以上の選択肢を併記する「両論併記」が行われたり、玉虫色の作文で問題を先送りすることが多々あった。結果として決定された国策の文言は曖昧なものとなった。そして、必ずしも統一的な方針が共有されないまま、各アクターによって都合の良いように国策の文言が解釈され、実施されることもあった。これらは根本的には明治憲法固有の分権的性格(特に統帥権の独立)と政党凋落以後の政治的統合主体の欠如に起因する。この状況は国家の意思決定だけでなく、陸軍・海軍などアクター内部の意思決定においても生じていた。たとえば「陸軍案」として陸軍部内決定を得た政策文書も、各部署の主張する政策が調整されないまま複数併記されている場合がある。本問題については、吉沢南「戦争拡大の構図」(青木書店、一九八六年)、森山優「日米開戦の政治過程」(吉川弘文館、一九九八年)が詳しい。
- (14) 三宅正樹「ヨーロッパ諸列強の動向と日本」『国際政治』第七二号(一九八二年一〇月)一六―一七頁。Lensen, *The Strange Neutrality*, p. 2; Alvin D. Cox, *Nomonhan: Japan Against Russia, 1939* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1985). 「アルヴィン・D・クックス(岩崎俊夫訳)『ノモンハン——草原の日ソ戦』全二冊(朝日新聞社、一九八九年)」。クックスによる研究は、張鼓峰事件、ノモンハン事件、独ソ不可侵条約によって「北方における機会の扉が閉ざされると、南方の扉が開き始めた」とする東京裁判判決文を重要な論拠としている。IMTFE, Transcript, 10 November 1948 (Judgment), pp. 49, 405-406.
- (15) 詳細は、滝田遼介「一九三九年秋期の対外情勢変動と日本——『北進路線』をめぐる外交と軍事」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第五三号(二〇一三年六月)一一九―一六一頁。同「昭和期日本における『北進』に関する一考察」(二〇一四年度日本国際政治学会研究大会報告論文、二〇一四年一月)。
- (16) 「政変対策案」東京大学近代日本法政史料センター所蔵「阿部信行関係文書」I-7。「参謀本部 現下国内対策」「戦争指導上対外方策に関する根本的再検討案」白井勝美ほか編『日中戦争(二)』(みすず書房、一九六四年)五七二―五七五頁。陸軍省部は「日ソ必戦」の認識をもっていたが、偶発的な国境紛争に起因するノモンハン事件がなし崩しの日ソ間の全面戦争に拡大することを望んでいなかった。
- (17) 日本近代史料研究会編『稲田正純氏談話速記録』一七六頁。阿部信行述「政治外交と軍部」國學院大学図書館所蔵「内外

- 法政研究会研究資料』第一二〇号。
- (18) 「欧洲戦争勃発ノ場合ニ於ケル当面ノ対外施策」伊藤隆編『高木惣吉 日記と情報』上巻(みすず書房、二〇〇〇年)三五六頁。
- (19) 「『ノモンハン』事件に関する若干問題に就て(部外秘、一九三九年一〇月一〇日)」防研蔵(満洲ノモンハン二五五)。本史料は、ノモンハン事件停戦直後より陸軍部内で行われた同事件に関する研究結果と爾後の対ソ方針についてまとめた文書である。同時に、部外公表用として「『ノモンハン』事件質疑応答資料(一九三九年一〇月一〇日)」(満洲ノモンハン二五五)も作成された。
- (20) 「欧洲戦争ニ伴フ当面ノ対外施策(陸軍案 二閱スル件(一九三九年九月一八日))」外務省外交史料館所蔵『支那事変関係一件』第七巻。陸軍の政策文書にある「戦時的緊張緩和」とは、ノモンハン事件の早期收拾、すなわち事実上の戦争状態からの脱却を志向するもので、きわめて限定的な対ソ関係の調整を指すものである。したがって、これは一般的な「緊張緩和(デタント)」概念とは異なる。
- (21) 「満洲に関する用兵的觀察」(第一三巻第五篇) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『Japanese Monographs』Box 27(一九五三年三月調製)。本史料は、戦後GHQ/SCAP指令に基づき日本政府内に設置された戦史資料研究機関によって作成された公的な戦史記録である。日本占領終了後も編纂作業は継続され、総数は全一八七篇にのぼる。執筆・編纂は高級幕僚を中心とする元陸海軍将校によって行われ、彼らが所有していた文書類も多く使用された。本稿で利用する「満洲に関する用兵的觀察」は、服部卓四郎、林三郎、甲谷悦雄など、当時陸軍省部・関東軍の枢要に位置した陸軍将校が執筆を担当した。特に、一九四五年八月のソ連参戦によって文書類の多くが失われたため現存する史料が乏しい関東軍の軍事情況を知る上で、きわめて重要な史料である。「軍令部・参謀本部 作戦課会議(昭和十五年二月一七日)」防研蔵『時局処理要綱』其の一・一/一(①戦史支那事変一四七)。
- (22) 森松俊夫編『参謀次長沢田茂回想録』(芙蓉書房、一九八二年)四四―四五、一五四頁。防衛庁防衛研修所戦史室「戦史叢書大本営陸軍部①」(朝雲新聞社、一九六七年)六二六―六二九頁。同「陸軍軍戦備」(朝雲新聞社、一九七九年)二七二―二七三頁。修正軍備充実計画の策定では、在支兵力をいかに削減し対ソ軍備に充当するかという問題が焦点であった。
- 西浦進「昭和戦争史の証言」(原書房、一九八〇年)一四〇頁。日本近代史料研究会編『西浦進氏談話速記録』下巻(同会、一九六八年)二六〇頁。

- (23) 「近衛第二次内閣国策決定の経緯(岩畔手記)」防研蔵(文庫委託一〇七)。矢次一夫『昭和動乱私史』中巻(経済往来社、一九七一年)一五五頁。
- (24) 「岩畔手記」。日本近代史料研究会編『牧達夫氏談話速記録』(同会、一九七九年)八一―八二頁。
- (25) 「機密戦争日誌」上巻一頁。一九四〇年六月二〇日条。「時局処理要綱」策定の時系列は以下の通り。六月一九日頃、軍事課高級課員西浦進が「対南方戦争指導計画案」を参考として作成・配布し、作戦課に南方作戦の研究を提案する。二一、二二日には、作戦課内で荒尾興功中佐(作戦課部員)の作成した荒尾案(現存せず)を叩き台に策案が行われる。二三―二五日には、陸軍省部の関係課長・高級課員が策案に参加し、議論を行う。二五日に陸軍原案が成立する。その後、部長会議、省部首脳会議で原案通り承認され、七月三日に陸軍案が決定する。翌四日、海軍と協議が開始される。九日に、海軍側対案が提示される。一五日、陸海軍省部の関係課長協議が行われ、海軍側の意見を取り入れた修正案(陸海軍案)が成立する。以降、内容についてはほとんど無修正のまま陸海軍首脳部懇談会を通過し、二七日には大本営政府連絡会議が「時局処理要綱」を最終決定する。「協議日程」「時局処理要綱」附冊(史料調査会)。波多野澄雄「『南進』への旋回―時局処理要綱と陸軍一九四〇年―」『アジア経済』第二六巻五号(一九八五年五月)三七頁。
- (26) 同右、四一頁。秦「仏印進駐と軍の南進政策」二六八―一八一頁。
- (27) 「時局処理要綱(七月二七日連絡会議決定)」『時局処理要綱』本冊(史料調査会)。
- (28) 「所要事項ノ説明ニ就テ(大本営陸海軍部決定)」『時局処理要綱』本冊(史料調査会)。
- (29) 「大本営陸軍部(2)」四八―四九頁。
- (30) 「陸軍案(七月三日)」『時局処理要綱』本冊(史料調査会)。
- (31) 「支那事変に対する荒尾興功大佐口述事項」防研蔵(支那事変日誌回想二七二)。岡村誠之「一軍人の回想」『軍事研究』第三巻一―号(一九六八年一月)八八―八九頁。
- (32) 「陸海軍協議、陸軍側説明」「時局処理要綱」本冊(史料調査会)。第二部がこうした対ソ方針に意欲的であった理由は、一九四〇年四月頃、第二部ロシア課の甲谷悦雄の策案による日ソ中立条約案を土橋勇逸第二部長が推進していたことに由来する。同案は、作戦的に遮断するのが困難な新疆方面からの援蒋ルートを外交的手段によって遮断することを目的とし、中立条約という比較的軽度な政治協定によってソ連に援蒋停止を要請するものであった(「南進」との直接的連関はない)。ソ連側に提起されたものの、その反応は冷淡であり、第一部を中心とする陸軍部内の異論や有田外相の批判的な態度も相俟つ

- て、最終的に頓挫した。滝田遼介「米内内閣期『有田外交』と第二次欧州大戦——外交戦略の形成とソ連要因」『日本歴史』第八一二号（二〇一六年一月）八〇—九七頁。
- (33) 「陸海軍協議、陸軍側説明」『時局処理要綱』本冊（史料調査会）。「大本営陸軍部②」五一頁。これを単に陸軍の組織利益の見地からする、海軍に対する牽制であったと解釈することも不可能ではない。しかし、岡田の真意が白井と同じ「北守南進」にあつて、作戦課が「日ソ必戦」論を放棄していたとするならば、当該期において、限られた陸軍の兵力・資材を武力「南進」に必要な方面（たとえば南支）ではなく、満洲・北支に集中させ続けたことを説明できない。次章以降で述べる陸軍の態度とも合致しない。
- (34) 秦「仏印進駐と軍の南進政策」一七一—一七四頁。波多野「南進」への旋回」三七頁。
- (35) 統帥事項・戦争指導について陸軍部内で決定的な影響力を有したのは、参謀本部第一部作戦課と戦争指導班である。第二部の発言力はそれらに劣るものであった。
- (36) 「陸軍案（七月三日）提案理由」『時局処理要綱』本冊（史料調査会）。これは陸軍案の付随文書として部内決定を得て作成されたものである。
- (37) 日本近代史料研究会編『西浦進氏談話速記録』三〇四頁。
- (38) 軍令部では対ソ不可侵条約に関する議論が度々なされていた。中澤佑「覚 第一九」「日記 昭和一四年一月二十五日」昭和一五年一月一六年」憲政資料室所蔵『中澤佑関係文書』。「第一次陸軍案ニ対スル海軍側意見」『時局処理要綱』（史料調査会）。
- (39) 「組閣中四柱会議（荻窪会談）決定」『太平洋戦争への道』資料編三一七—三一八頁。
- (40) 「満洲に関する用兵の觀察」第一三巻第五篇、第一〇巻第四篇。具体的な部隊の増強改編については、『陸軍軍備』二八九—二九三頁。「昭和一五年度動員計画に関する件」『陸海機密大日記』第一冊三／三。「昭和一四・一五年度在満軍備改変要領」。
- (41) С. ИСАЕВ, "Мероприятия КПСС по укреплению дальневосточных рубежей в 1931–1941 гг." *Военно-исторический журнал* No. 11 (сентябрь 1981): стр. 66–67, "Органы управления советскими войсками в период военных действий на Халхин-Голе (1939 г.)", *Военно-исторический журнал* No. 8 (август 1979): стр. 47–49. (後者はソ連機密電の史料紹介)。冷戦後に公開された史料として、「ДОКЛАД НАЦДЫННИКА ГЕНЕРАЛЬНОГО ШТАБА РККА ПО ПЛАНУ РАЗИТИЯ РККА, 1938–1939 г. (20

февраля 1939 г.); ВЕДОМОСТЬ РАСПИСАНИЯ ВОЙСКОВЫХ СОЕДИНЕНИЙ РККА ПО ВОЕННЫМ ОКРУГАМ СССР, 6 июля 1940 г.; ВЕДОМОСТЬ РАСПИСАНИЯ ТАНКОВЫХ БРИГАД РККА ПО ВОЕННЫМ ОКРУГАМ СССР, 6 июля 1940 г.; ВЕДОМОСТЬ РАСПИСАНИЯ КОРПУСНЫХ АРТИЛЛОВ И АРТИЛЛОВ АРК НА 1940 г., 6 июля 1940 г.; ВЕДОМОСТЬ РАСПИСАНИЯ КОРПУСНЫХ УПРАВЛЕНИЙ И ДИВИЗИЙ РККА ПО ВОЕННЫМ ОКРУГАМ СССР, 6 июля 1940 г.; *Великая Отечественная* Том. 18 (7-1), редактор, В. А. Золотарева (Москва: Терра, 1997), стр. 82-89, *ただ、当該期ソ連の軍事関係史料は現在においても全面的に公開されてゐるわけではなう。*

- (42) 表の数値は、「満洲に関する用兵的觀察」第一三巻第五篇「閔東軍と極東ソ連軍」(芙蓉書房、一九七四年)、「閔東軍①・②」、「陸軍軍戦備」、中山隆志「閔東軍」(講談社、二〇〇〇年)などから作成。ソ連の兵力は参謀本部の推定値。日本側の数値は在満鮮兵力の合計。戦車と飛行機(戦闘機・軽爆撃機・重爆撃機・偵察機)は第一線配備数。一九四五年は日ソ開戦時、それ以外は各年末の数値。一九四一年の+1は、第五一師団が「閔特演」のために一時的に編入されたことを意味する。一九四三・四四年の日本側戦車・航空機の数値については史料により大きな差異があり精確な数値は不明である(抽出に伴い激減したことは確実である)。

(43) 「日独伊三国条約締結ニ関スル枢密院審査委員会議事概要」『日外』。深井「枢密院重要議事覚書」七三、九七頁。

(44) 秘密会議事録編纂会編『帝国議会貴族院秘密会議事録集』下巻(教育図書刊行会、二〇〇三年)二八二―二八三頁。同編『帝国議会衆議院秘密会議事録集』中巻(教育図書刊行会、一九九九年)八五頁。

(45) 『帝国議会貴族院秘密会議事録集』下巻三一一―三一二頁。

(46) 本稿では陸軍を主たる分析の対象とするため、松岡外交については必要に応じて言及するに留める。重要な研究として、前掲細谷論文の他に、三宅正樹「日独伊三国同盟の研究」(南窓社、一九七五年)。義井博「増補 日独伊三国同盟と日米関係」(南窓社、一九八七年)。三輪公忠「松岡洋右」(中央公論社、一九七一年)。松岡洋右伝記刊行会「松岡洋右——その人生涯」(講談社、一九七四年)。David J. Lu, *Agony of Choice: Matsuooka Yosuke and the Rise and Fall of the Japanese Empire, 1880-1946* (Lanham, MD: Lexington Books, 2002)。

(47) 近年、松岡の四国協商構想の存在に疑問を呈する研究が出現している。三輪公忠「松岡外交の真意」三輪公忠ほか編『日本の岐路と松岡外交』(南窓社、一九九三年)一七―三七頁。三輪宗弘「太平洋戦争と石油」(日本経済評論社、二〇〇四年)三三―三五四頁。服部聡「松岡外交」(千倉書房、二〇一二年)。

- (48) 「日独伊三国条約締結ニ関スル外務大臣説明案（御前会議）」『日外』。
- (49) 陸軍にとり三国同盟は、それにソ連を引き入れる「四国協商」への発展を含蓄するものではなかった。当時、外務省事務当局との折衝は、陸軍省軍務局軍務課外交班長の高山彦一中佐が主任者であった。その高山外交班長が一九四〇年七月の「対独伊提携強化案（陸軍案）」で「ソ連を三国同盟に引き入れる」構想を一度は示したものの、以後陸軍の政策文書から当該構想は一切みられなくなる。三国同盟締結後には、高山自身が「四国協商」に否定的見解を示すに至る。服部「松岡外交」二一〇頁。
- (50) 日ソ交渉の推移については、外務省編「日ソ」外交交渉記録ノ部（一九四六年二月）。スラヴィンスキー『考証 日ソ中立条約』。戸部良一「日本の対ソ政策——日ソ不侵略条約問題を中心として」五百旗頭真ほか編『日ロ関係史——パラル・ヒストリーの挑戦』（東京大学出版会、二〇一五年）二六二—二六六頁。
- (51) 「日蘇国交調整要綱案（一〇月一日）」『支那事変関係一件』第二卷。「日蘇国交調整要綱案ニ関スル説明（同二日）」『日ソ』国交調整要綱案ニ対スル意見交換記録（同三日）『日外』。「日蘇国交調整要綱案（試案）（同三日）」『帝国ノ対外政策関係一件』第一卷。
- (52) 「日蘇国交調整要綱案（試案）（一〇月四日）」『日外』。
- (53) 森茂樹「松岡外交と日ソ国交調整——勢力均衡戦略の陥穽」『歴史学研究』第八〇一号（二〇〇五年五月）一一頁。
- (54) “Телеграмма народного комиссара иностранных дел СССР В. М. Молотова полномочному представителю СССР в Японии К. А. Сметанину, 1 ноября 1940 г.,” *ДОКУМЕНТЫ ВНЕШНЕЙ ПОЛИТИКИ. 1940-22 ИЮНЯ 1941, ТОМ 23* кн. 2-1 (Москва: Международные отношения, 1998), стр. 10-12. [以下「ДВИ」表記す。]
- (55) 「昭和十五年十一月八日、建川大使発、松岡大臣宛（第一四六七、一四六八号）」『日外』。“Молотова → Сметанину, 19 ноября 1940 г.,” *ДВИ* т. 23 (2-1), стр. 11-113.
- (56) “Всела народного комиссара иностранных дел СССР В. М. Молотова с послом Японии в СССР И. Такекавой, 21 ноября 1940 г.,” *ДВИ* т. 23 (2-1), стр. 116-120. 十一月二二日の交渉については日本側に電報が残っていない。
- (57) 「田中日誌」1／8の1／3。十一月四日条。
- (58) 「大東亜戦争への道程」第一部第三章。「田中日誌」1／8の1／3。一二月七日、参謀総長上奏時の御下問・奉答に関する田中の認識。

- (59) 『機密戦争日誌』四一—四二頁。一一月二四、二五日程。
- (60) 同右、五〇頁。一一月一七日程。
- (61) 同右、四八頁。一一月一二日程。同日の大本営政府連絡懇談会の報告。
- (62) 同右、五七頁。一九四一年一月一〇日、一月一六日程。
- (63) 「対独伊『ソ』交渉要綱(連絡懇談会決定)」「日外」。
- (64) リッペントロップ腹案の内容と来歴については、戸部「日本の対ソ政策」二六四頁。三国同盟交渉において、ドイツ側は日ソ親善のために「正直ナル仲買人」として働く用意があると述べていた。松岡がこれを要請したため、ヨアヒム・フォン・リッペントロップ(Joachim von Ribbentrop) ドイツ外相は訪独予定のモロトフに対する提案を日本側に伝えた。これがリッペントロップ腹案である。その骨子は、①ソ連は、日独伊三国の目的に同調し政治的に協力する、②日本に南洋、ソ連にイラン・印度方面、ドイツに中央アフリカ、イタリアに北部アフリカを将来的な勢力範囲として割り当てる、③日独伊ソは、四国のいずれか一国に敵対する国家群には参加しない、というものである。一月中旬、リッペントロップは訪独したモロトフに対して同案を提示したものの、モロトフは即答せず、帰国後に条件付同意の回答を寄せた。しかしその条件は、フィンランドからのドイツ軍の即時撤退など非常に強硬なものであった。これを受けて、ヒトラーの対ソ開戦決意が不動のものとなったことはよく知られている。
- (65) 「二月三日連絡懇談会」参謀本部篇『杉山メモ』上巻(原書房、一九六七年)一七三—一七七頁。
- (66) 桐工作は、蒋介石の義弟・宋子良と称する人物を通じて重慶直接和平交渉であり、一九三九年末より陸軍によって極秘に進められていた。桐工作の打ち切りは一〇月八日に大陸指で正式に通達された。他方で、松岡は九月一七日より陸軍とは別に銭永銘工作(浙江財閥の銭永銘を介した重慶政権との和平工作)を開始していた。しかし、その過程で松岡が先方の反応を謀略と判断したため、工作は一月二八日に中止された。
- (67) 当該期の陸軍は、ソ連に援蒋行為の停止を要請するという考え方に対して否定的であった。ソ連による援蒋が一貫して強化継続の途にあること、ソ連に援蒋停止の見返りとなる代償を日本が提供し得ないことなどから、ソ連は援蒋行為の停止を承諾せず、履行しないと考えられた。東條は、今後とも援蒋を継続することでソ連は日本の国力消耗を画策していると判断している。『支那事变戦争指導関係綴其の二 防研蔵(中央戦争指導重要国策文書六三〇)』。なお「支那事变処理要綱」の形成過程でも、陸軍側は北方戦備の充実を盛り込むことを要求している(海軍側の強い反対で削除を余儀なくされた)。

- (68) 「田中日誌」2/8の1/3。一九四一年一月二日条。
- (69) 「機密戦争日誌」上巻一頁。一九四〇年六月二〇日条。「田中日誌」1/8の1/3、2/8の1/3。一九四〇年九月二十九日（陸海統帥部協議）、二月七日（第一部長・陸相会談）、一月六日（大本営陸軍部会議）各条。一九四〇年九月の北部仏印進駐は武力南進の一環として明確に位置づけられたわけではなく、主として事変処理上の施策とみなされた。戸部良一「北部仏印進駐——『南進』の一断面としての考察」「防衛大学校紀要・人文社会科学編」第三七号（一九七八年一月）三七—三八頁。
- (70) 「機密戦争日誌」上巻六〇頁。一九四一年一月一日条。
- (71) 波多野澄雄「幕僚たちの真珠湾」（朝日新聞社、一九九一年）五七—六二頁。
- (72) 「機密戦争日誌」上巻五三、六二頁。一九四〇年二月二七日、翌年一月一八日条。
- (73) 同右、八四頁。三月一日条。
- (74) 「田中日誌」3/8の1/3。二月七日、田中第一部長と東條陸相の会談記録。
- (75) 「機密戦争日誌」上巻八六—八七頁。
- (76) 「対南方施策要綱」「太平洋戦争への道」資料編四二六—四二七頁。
- (77) 日米開戦過程において「北進」と「南進」が並立していたという指摘は、森山優「『南進論』と『北進論』」倉沢愛子ほか編「岩波講座 アジア・太平洋戦争」第七巻（岩波書店、二〇〇六年）一八九—二一八頁。波多野「幕僚たちの真珠湾」四六頁。
- (78) 「関東軍(1)」二九七—三〇八頁。
- (79) 「昭和一五年度帝国陸軍作戦計画」防研蔵(9)霞ヶ関九四—一二。昭和一五年度帝国陸軍作戦計画同訓令ニ関スル参謀総長御説明(案)「防研蔵(9)霞ヶ関一〇四」。稲田正純氏談話速記録「二七六頁。『満洲に関する用兵的觀察』第一三卷第五篇。
- (80) 「田中日誌」5/8の1/3。一九四一年六月一日条。この田中の構想は、日米開戦後の対ソ戦構想にほぼ同内容で継承された。参謀本部第十五課（戦争指導課）「対『ソ』戦争指導要綱（一九四二年二月八日）」。また、対ソ戦後の占領地行政についても策案が進められた。参謀本部第十四課（軍政課）「極東蘇領経略要綱案（一九四二年一月七日）」「極東『ソ』領占領地統治要綱案（二月八日）」「北方占領地経済処理要領案（二月二四日）」防研蔵（中央戦争指導その他一七

- 九。
- (81) 井本熊雄「支那事变作戦日誌」(芙蓉書房、一九九八年)四九二―四九五頁。「長期戦」の具体的対応方針については、別に「対支長期戦施策要綱」が策定された。
- (82) 「機密戦争日誌」上巻六一頁。一月一六日条。大本営陸軍部会議での質疑応答。「田中日誌」1/8の1/3。二月八日条。
- (83) 前掲註9、10に同じ。「金原節三業務日誌摘録 前編 その三の(イ)」防研蔵(中央軍事行政その他六五)。一九四一年四月一四日条。ただし武藤軍務局長は局長会議で、対ソ軍備増強をあくまでソ連に条約を履行させる圧力として説明している。
- (84) 「機密戦争日誌」上巻八九頁。四月一四日条。
- (85) 「大東亜戦争への道程」第一部第三章。「田中日誌」1/8の1/3。四月二三日条。
- (86) 「機密戦争日誌」上巻九六頁。四月二二日条。「増田繁雄大佐業務日誌2/8」防研蔵(中央作戦指導日記二七三)五月一七日条。「中村雅郎少佐業務日誌(二)」防研蔵(中央戦争指導重要国策文書七五四)六月六日条。「田中日誌」1/8の1/3。四月二三日条。
- (87) 「野村直邦メモ 其の一の一」防研蔵(①日誌回想四五九)。「藤井茂日誌」防研蔵(①中央日誌回想六三二)。六月九日、陸海軍務局長・第一部長間の協議。
- (88) 「石井秋穂大佐回想録」防研蔵(中央作戦指導回想手記一〇八)。この立場は独ソ開戦後の「熟柿論」につながる。
- (89) 「田中日誌」5/8の1/3。六月九日、参謀本部部長会議の記録。

滝田 遼介（たきた りょうすけ）

所屬・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所屬学会

日本国際政治学会、日本政治学会、日本歴史学会、軍事史学会

専攻領域

近代日本外交史、日本政治外交史

主要著作

「一九三九年秋期の対外情勢変動と日本——『北進路線』をめぐる外交と軍事」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第五三号（二〇一三年）

「米内内閣期『有田外交』と第二次欧州大戦——外交戦略の形成とソ連要因」『日本歴史』第八一二号（二〇一六年）